

◆平成31年度 保育施設入所申込み必要書類チェックリスト◆

① 全 員 必 要 書 類	<input type="checkbox"/> 入所申込書（申込児童2人につき1部）	締 切 日	平成30年度 月	平成 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書（申込児童1人につき1部）		第1期	平成30年12月21日			
	<input type="checkbox"/> 健康状況申告書（申込児童1人につき1部）		第2期	平成31年 2月20日			
	<input type="checkbox"/> マイナンバーを確認する書類（1世帯につき1部）		第3期	平成31年 3月12日			
② 家庭の状況を確認する書類			父	母	祖父	祖母	()
就労している方 (内定・産前産後休暇中・育児休業中の方を含む)	<input type="checkbox"/> 就労証明書						
	添付書類 <input type="checkbox"/> 保険証写し <input type="checkbox"/> 給与明細書の写し（ 月分） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
自営業をしている方 (事業・農業・酪農等)	<input type="checkbox"/> 就労申告書						
	添付書類 <input type="checkbox"/> 中心者(事業主)の確定申告書(控)の写し <input type="checkbox"/> 事業開廃業届書(控)・営業許可証(写)等						
求職中の方	<input type="checkbox"/> 求職活動申出書						
	添付書類 <input type="checkbox"/> ハローワークの登録証の写し						
出産の前後	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し(表紙及び出産予定日記載ページ)						
疾 病 等	身体障害者手帳1～2級 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳A	<input type="checkbox"/> 手帳の写し					
	要介護4～5	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し					
	特別児童扶養手当1級	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書の写し					
	上記以外の病気、障がい者、要介護者等の方	<input type="checkbox"/> 診断書(世帯員用) ※所定様式					
同居親族等の看護・介護	<input type="checkbox"/> 看護・介護が必要な方の診断書 ※所定様式						
就学、職業訓練校等に 通っている方(就学予定を含む)	<input type="checkbox"/> 学生証又は在学証明書の写し及び授業日程表 (内定者は、合格通知書の写し及び授業日程表)						
該 当 者 の み 提 出 が 必 要 な 書 類							該 当 者
離婚調停中の方 (住民票上も別居中の場合)	<input type="checkbox"/> 離婚調停を証明する書類等の写し <input type="checkbox"/> 申立書						
申込児が認可外保育施設を利用している方	<input type="checkbox"/> 受託証明書 ※所定様式						
ひとり親・生活保護世帯	<input type="checkbox"/> 「児童扶養手当証書」又は「ひとり親家庭医療費受給者証」 <input type="checkbox"/> 「生活保護受給証明書」又は「生活保護変更通知書」						
出生時に異常のあった1歳未満の低 出生体重児(出生時2500g未満)	<input type="checkbox"/> 医師の意見書(低出生体重児用) ※所定様式						
生計を一にしている別居中の子が いる方	<input type="checkbox"/> 被扶養者名が記載の源泉徴収票の写し又は別居児童の健康保険 被保険者証の写し						
滝沢市に転入予定の方	<input type="checkbox"/> アパート等の賃貸契約書の写し又は土地売買契約書の写し 等						
平成30年1月1日時点の住所地 が滝沢市以外の方 ※4月から8月入所申請の場合	<input type="checkbox"/> 保育料算定のため、下記のいずれかの所得関係書類 ・平成30年度市民税額・所得金額(平成29年分)・所得控除額 の内訳がわかる課税証明書(平成30年1月1日時点の住所地の 市町村で取得できます)。 ・平成30年度特別徴収税額決定通知書(納税義務者用) ・平成30年度市・県民税納税通知書(課税明細書)					父 母 祖父 祖母	

<確認事項>※保護者の方は下記の内容を確認し、□にチェックしてください。

- 就労証明書は、「社印」又は「会社棚判かつ代表者印」のないものは無効となりますので、提出前に必ずご確認ください。
- 派遣社員の場合、派遣会社(派遣元)からの証明が必要となります。
- 保護者(父・母)及び60歳未満の同居の祖父・祖母で上記に該当する方は、いずれかの書類が必要です(祖父・祖母については住民登録上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は同居となります)。
- 所得関係書類は、父と母それぞれの分が必要です。祖父母等と同居している場合で、父と母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、同居の祖父母等の書類も必要となります(期限までに提出がない場合や不備がある場合、保育料は暫定的に最高額となります)。
- 単身赴任等で別居中の方も、別居している配偶者の上記書類が必要です。ただし、住民票上も別居中かつ離婚調停中の場合は配偶者の書類を省略できますので、ご相談ください。
- 母子(父子)家庭の方や、世帯員に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合、保育料が軽減される場合がありますのでお申し出ください。